



令和7年12月24日  
中部運輸局自動車交通部  
自動車監査官

## 日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年12月24日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づき、中部運輸局管内各運輸支局において自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社  
住 所：東京都千代田区大手町2-3-1  
代表者：小池 信也

#### 2. 処分内容

##### 自動車の使用の停止処分（12営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
愛知	知立	5両×20日 1両×21日	岐阜	武並	1両×26日
愛知	藤岡	5両×16日 1両×21日	三重	明和	2両×36日 1両×38日
愛知	豊川	3両×20日	三重	白子	2両×30日
岐阜	平田	1両×38日	静岡	伊久美	1両×37日
岐阜	石徹白	1両×36日	静岡	細江	2両×35日 1両×37日
岐阜	白鳥	3両×36日	静岡	伊左地	3両×30日 1両×33日

#### 3. 処分日

令和7年12月24日（水）

##### 【問い合わせ先】

中部運輸局自動車交通部自動車監査官 田中、中野

TEL：052-952-8038